



は年金月間です

保健医療課国保年金係

☎0824-173-1158

三次社会保険事務所

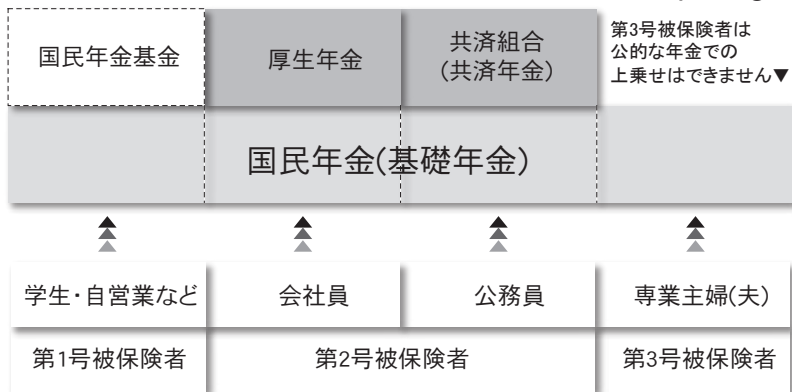
☎0824-162-13107

公的年金制度は、「世代と世代の支え合い」を基本理念として成り立っています。年金は、現役世代の納める保険料が今の高齢世代を支え、いずれは現役世代も子や孫の世代に支えてもらうことになりま。また、老後だけでなく、いつ起こるか分からない「万一」の時に備え、みんなで支え合う制度です。11月は年金月間です。この機会に、安心の生活を支える年金制度をみんなで考えてみましょう。

公的年金制度は2階建て

年金制度は2階建ての構造になっており、基礎の年金（1階部分）の国民年金と、上乗せ（2階部分）する厚生年金・共済組合（共済年金）があります。厚生年金や共済組合（共済年金）に加入されていない国民年金のみの被保険者（第1号被保険者）にも、国民年金基金という上乗せ部分の年金制度があります。

本人の希望により加入
することができます▼



※会社員や公務員も国民年金保険料を納めています。国民年金はすべての公的年金の基礎となる年金です。会社員や公務員などの第2号被保険者も、厚生年金や共済組合の保険料を納めることで、同時に国民年金の保険料も納めたことになっています。

老後の安心を守る

▼老齢基礎年金：国民年金保険料を納めてきた人が65歳になったときから一生受給できます。40年間納めた人は満額（792,100円）を受給できますが、40年に満たない場合は、納付していない月数に応じて減額されます。原則、納付した月数が25年に満たない場合は老齢基礎年金を受給することはできません。社会保険事務所に問い合わせることで、年金額の試算をすることができます。

不測の事態に備える

▼障害基礎年金：国民年金加入中に、初診日のある病気やけがが原因で、国民年金法の1級、2級の障害に該当する障害者となったときに受給できる年金です。また、いずれの年金制度にも加入していない20歳未満のときや、60歳以上65歳未満のときも、同様に障害基礎年金を請求することができます。障害基礎年金は1級と2級があり、年金額は1級が990,110円、2級が792,100円です。ただし、初診日の直前1年間に未納期間がないなどの条件があります。

▼遺族基礎年金：国民年金加入中に死亡したときに、その方によって生計を維持していた子のある妻、または子が受給できる年金です。子が18歳に到達した年度末になるまで、あるいは1級・2級の障害のある子の場合は20歳になるまで支給されます。年金額は、妻が受給する場合は1,020,000円、子が受給する場合は792,100円です。2人以上の子がいる場合は、人数に応じた加算額が上乗せされます。

保険料の納め忘れは要注意です

障害基礎年金や遺族基礎年金は不測の事態に備えることのできる年金ですが、保険料の納め忘れや未納のままにしておくと、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給することができなくなることがあります。納付することが難しいときや、学生で納付を猶予してもらいたいときなどは、免除や納付猶予の制度もありますので、保健医療課または各支所市民生活室までご相談ください。

